基本契約要綱以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年7月1日実施

中部電力ミライズ株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この基本契約要綱以外の供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、 当社が定める定型約款のうち「基本契約要綱」という文言が含まれる要綱 (当該要綱が変更された場合は、変更後の要綱をいい、以下「基本契約要 綱」といいます。)にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用い たします。

2 適用期間

適用期間は,2025 年8月分の料金に係る計量期間等から2025 年10月分の料金に係る計量期間等までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、基本契約要綱にもとづき電力量料金を算定する際に、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間)に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金は,基本契約要綱に定める燃料費調整によらず,燃料費調整単価が本供給条件の別表 (燃料費調整) 2(2)イ,ロまたはハにより算定される場合は,本供給条件の別表 (燃料費調整) 3によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし,燃料費調整単価が本供給条件の別表 (燃料費調整) 2(2)ニにより算定される場合は,本供給条件の別表 (燃料費調整) 3によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、基本契約要綱に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は,基本契約要綱によって平均燃料価格として算定された値といたします。

2 燃料費調整単価

- (1) 基準となる燃料費調整単価
 - イ 本供給条件における基準となる燃料費調整単価(以下「基準燃料費調整単価」といいます。)は、基本契約要綱によって燃料費調整単価として算定された値といたします。
 - ロ 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料 費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単 価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用 いたします。

なお,各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間	
2025年3月1日から	2025年8月分の料金に係る計量期間等	
2025年5月31日までの期間	2025 午 6 月 万 の 科金 に 係 る 計	
2025年4月1日から	2025年9月分の料金に係る計量期間等	
2025年6月30日までの期間		
2025年5月1日から	2025年10月分の料金に係る計量期間等	
2025年7月31日までの期間	2025 平 10 万分の材金に係る計 里朔间寺	

- (2) 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料 費調整単価
 - イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基本契約要綱において電力 量料金の算定にあたり燃料費調整額を差し引くとされる価格の場合

燃料費 調整単価 = 基準燃料費調整単価 + ホに定める特別措置 の燃料費調整単価 ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基本契約要綱において電力 量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えることおよび差し引くことを しないとされる価格の場合

ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基本契約要綱において電力 量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えるとされる価格の場合で、か つ、基準燃料費調整単価が、ホに定める特別措置の燃料費調整単価を下 回るとき

燃料費= ホに定める特別措置 -基準燃料費調整単価 の燃料費調整単価

ニ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基本契約要綱において電力 量料金の算定にあたり燃料費調整額を加えるとされる価格の場合で、か つ、基準燃料費調整単価が、ホに定める特別措置の燃料費調整単価以上 となるとき

燃料費=基準燃料費調整単価 - ホに定める特別措置 の燃料費調整単価

ホ 特別措置の燃料費調整単価 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年8月分の料金に 係る計量期間等および 2025年10月分の料金に 係る計量期間等	
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

3 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に別表(燃料費調整)2によって 算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。